

令和8年度(追加分) 建設工事入札参加資格審査申請要領

観音寺市

観音寺市に建設工事の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、経営事項審査を受審のうえ、この要領に従い申請してください。

1 対象事業者

- 今回申請を受け付けるのはア又はイに限ります。
 - ア 令和7・8年度 建設工事入札参加資格審査申請をしていない者
 - イ 令和7・8年度 建設工事入札参加資格審査申請をしていない業種を追加申請する者
- (アは希望する全業種を、イは前回申請していない業種のみを申請してください。)

2 注意事項

- この要領において、申請営業所が観音寺市内にある建設業許可業者を「市内業者」、申請営業所が香川県内にある建設業許可業者を「県内業者」、申請営業所が香川県外にある建設業許可業者を「県外業者」といいます。なお、申請営業所とは、本店(本社)、支店(支社)、営業所等すべてを含みます。
- **入札参加資格の有効期間は、1年間(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)**です。
- 申請書作成にかかる基準日は、個別に指示する場合を除き、**令和7年12月1日を申請基準日として作成**してください。
- 名簿登録した事業者は市のホームページで公表しますので、申請結果を個別には通知しません。

3 申請方法

- 書類提出
 - ※ 中間年の資格審査では、**電子申請は利用できません。必ず書面で申請**してください。
 - ※ かがわ電子入札システム(以下「システム」という。)の入力は本市で行います。

4 提出方法

- 次の期間で書類提出を受け付けます。
 - 受付期間 令和8年1月9日(金)から令和8年1月23日(金)まで
 - ※ 期間は厳守してください。
 - ※ 郵送の場合は、申請期間最終日の消印有効です。
 - ※ 窓口に持参する場合は、土曜、日曜日及び祝日を除いた午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。
- 提出された書類に不足や不備等があった場合は受け付けできません。また、FAXや電子メールによる提出は受け付けませんので、提出前にチェックリストを活用し、十分に書類をご確認ください。
- **書類は受付期間中に送付してください。**なお、送付方法は問いませんが、不着防止等のため追跡可能な方法(レターパックライト等)をお勧めします。**(送付による申請を原則としますが、窓口に持参された場合は受領のみの取扱いとします。その際、窓口での対面審査及び受け付けは行わず、書類審査等は到着順に別途行います。)**

□ 申請書の提出(送付)先

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市総務部総務課 契約係 宛て

- 提出部数 1部
- フラットファイル(青色系、A4判)に「5 提出書類」に掲げる順番に綴じ込み、ファイル背表紙の下段に商号を記載してください。
- コピーで提出できる書類は、必ずA4判に統一してください。原本の書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付し、大きい場合は折り込んでください。
- 書類審査が完了した際の受付票が必要な場合(窓口持参を含む)は、返送先を明記した返信用封筒(ハガキ可)に切手を貼って同封(ファイル表紙の内側にクリップ止め)してください。なお、複数社をまとめて申請(送付)する場合は、1社ごとに返信用封筒を添付してください。
- 提出書類の不備等の場合は個別にお知らせしますので、令和8年2月13日(金)までに必要書類を送付してください(郵送の場合は必着)。期限までに補完されない入札参加資格申請は、無効となります。

5 提出書類(コピーで提出する書類は必ずA4判に統一すること。)

(◎:必要、△:該当する場合のみ提出、×:不要)

番号	市内	県内	県外	提出書類	注意事項
①	◎	◎	◎	<p>(I)申請する業種のすべてについて、本社・本店が建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結を行う場合((II)以外の場合)</p> <p>入札参加資格審査申請書 申請業種等調書 指定様式 ※片面印刷</p>	<p>記入例を参照し、作成すること。 委任営業所を申請する場合は、営業所情報(申請営業所調書)を作成すること。</p> <p>・同一申請業種について、営業所間(本社・本店を含む。)の重複は認めない。</p> <p>例1:大阪支店 土木一式、四国支店 土木一式 → × 例2:本社 建築一式、観音寺営業所 建築一式 → × 例3:大阪支店 土木一式、高松支店 建築一式 → ○ ・申請営業所は、本社・本店を含め2か所までとする。</p>
②	◎	◎	◎	建設業許可証明書 (コピー可)	<p>・申請日時点で有効であるもの(建設業許可通知書でも可。ただし、記載事項(代表者、所在地等)に変更がある場合は許可行政庁の受付印等がある変更届出書も併せて提出すること。) ※国土交通省が運用する建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者の詳細情報(業者概要)のPDFを印刷したものでも可</p> <p>・申請日において許可更新中の場合は、受付印のある建設業許可申請書の写しを提出すること。 ※オンライン申請の場合は、手続中であることが分かる書面を提出すること。</p>
③	△	△	△	建設業許可申請書別紙二(1)又は(2)(コピー可)	<p>①の(II)に該当する場合のみ必要 ※「建設業許可申請書別表」又は国土交通省が運用する建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの営業所の一覧を印刷したものでも可</p>
④	△	△	△	委任状 指定様式 ※片面印刷	<p>委任する営業所がある場合のみ添付すること。 ※原則指定様式とするが、委任事項が異なる場合は、追記・削除しても可</p>
⑤	◎	◎	◎	納税証明書等 (コピー可)	本要領「6 必要な納税証明書等」で指定するものであって、申請日前の3か月以内に発行されたものに限る。

番号	市内	県内	県外	提出書類	注意事項
⑥	◎	◎	◎	<p>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (コピー) <u>※片面印刷</u></p> <p>○建設業法に規定する主たる営業所が<u>観音寺市内又は香川県内</u>にある建設業許可業者については、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間の審査基準日のもの</p> <p>○建設業法に規定する主たる営業所が<u>香川県以外</u>にある建設業許可業者については、令和6年9月1日から令和7年8月31日までの間の審査基準日のもの</p>	<p>左記の通知書を未受領の方は、審査済(受付)印のある経営規模等評価申請書・総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高(別紙一)のコピーを提出すること。なお、オンライン申請において未受領の場合は手続中であることが分かる書面を提出すること。</p> <p>※令和8年2月13日(金)までに結果通知書を提出すること(郵送の場合は必着)。期限までに提出されない場合、入札参加資格申請は無効とする。 (注意事項)</p> <p>社会保険等(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)の加入状況を確認し、各項目のうち1つでも「無」と記載の場合は未加入業者とみなし、<u>入札参加資格登録の対象外とする。</u></p> <p>経営事項審査における平均完成工事高が計上されていない場合(0の場合)でも、その業種の申請を行うことができるが、<u>申請をすることにより必ずしも指名を受けられるものとは限らない。</u></p>
⑦	◎	◎	×	技術職員名簿(経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙二) (コピー可)	直近(⑥の審査基準日時点)のもの
⑧	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人日本道路建設業協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証又は合格通知書(コピー) 当該資格者の雇用の確認ができる書類(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等を添付)(コピー) 	舗装を申請する者で、市内又は県内の営業所において建設業に従事する職員のうち、申請基準日時点での資格者(試験に合格した者を含む。)がいる場合のみ提出すること。 (土木施工管理技士とは別の資格)
⑨	◎	◎	×	貸借対照表(様式第15号、個人は様式第18号)の「Ⅱ固定資産」の部分が記載されているページ(決算)変更届書の中にあります。 (コピー)	直近(⑥の審査基準日時点)のもので、 <u>許可行政庁等の審査済印があるもの</u> 審査済印が押されていないものを提出の場合は、 <u>許可行政庁等の審査を受けたものとみなす</u> 。
⑩	◎	◎	×	営業所の写真	<p>市内業者又は県内業者として申請する場合に提出すること。(本店・本社を含む)</p> <p>※建設業の許可票が掲示されていることが確認できる写真を添付すること。なお、テナントビルの場合は、営業所の入口付近及び入居企業の案内板を併せて添付すること。</p>

番号	市内	県内	県外	提出書類	注意事項
⑪	○	○	○	発注者別評価点数項目等調書 指定様式 ※片面印刷	<p>申請基準日時点での状況で記入すること(詳細は⑫のとおり)。</p> <p>なお、すべての項目において該当が無い場合であっても、調書は添付すること。</p>
⑫	△	△	△	発注者別評価項目に係る証明書等 (コピー)	<p>ISO(国際標準化機構)規格の登録証</p> <ul style="list-style-type: none"> • ISO 9001 • ISO 14001 <p>JAB(公益財団法人日本適合性認定協会)認定の審査登録機関でないものが発行した登録証で、日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したものも必ず添付すること。</p> <p>更新審査中の場合は、認定機関からの通知書等、その事実を証する書面を添付すること。</p> <p>有効期間が登録証に記載されていない場合は、申請基準日時点で登録機関等が発行する有効な旨の証明書を添付すること。</p> <p>受任営業所が評価を希望する場合は、<u>当該受任先が明記された付属書を添付</u>すること。</p> <p><u>※「○○営業所は△△支社に属するため、○○営業所の名称は付属書に明記されていない」等は、評価対象外とする。</u></p> <p>⑪で該当する項目がある場合は、証明書等のコピーを添付すること。</p> <p>(注意事項)</p> <p>防災協定に係る提出書類について、<u>観音寺市建設業協会・香川県電気工事業組合観音寺支部・観音寺市上下水道工事業協同組合</u>、これら3団体の加入者については、証明書の添付は不要です。</p> <p><u>※他団体(香川県や他市町村)との協定は評価対象外とする。</u></p>
⑬	○	○	○	誓約書 指定様式 ※片面印刷	指定の様式に、本社・本店の住所、商号又は名称、代表者氏名、押印で作成すること。

6 必要な納税証明書等

対象	税の区分	証明書の種類
①国税 すべての事業者	・法人税(個人は所得税) ・消費税及び地方消費税	未納の税額がない旨の証明書(納税証明書等) 法人:様式その3の3 個人:様式その3の2 ※e-Tax にて取得できる電子納税証明書の PDF を印刷したものでも可
②県税 県内業者、市内業者として申請する場合 ①に加えて右記の書類が必要	香川県税(全ての税目)	未納の税額がない旨の証明書(納税証明書等)
③市税 市内業者として申請する場合 ①②に加えて右記の書類が必要	観音寺市税(全ての税目)	未納の税額がない旨の証明書(完納証明書等)

<備考>

- 1)納税証明書等の交付に必要なもの(印鑑等)は、各窓口へお問い合わせください。
- 2)「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者も発行されます。

○納税証明書等発行の受付窓口

	担当窓口	住所	電話番号
国税	法人税や消費税等は、お近くの税務署へお問い合わせください		
県税	香川県県税事務所	高松市松島町1-17-28	087-806-0302
	中讃税務窓口センター	坂出市江尻町 1355	0877-46-0421
	東讃県民センター	さぬき市津田町津田 930-2	0879-42-1370
	小豆県民センター	小豆郡土庄町渕崎甲 2079-5	0879-62-2266
	中讃県民センター	善通寺市生野本町1-1-12	0877-62-9610
	西讃県民センター	観音寺市坂本町7-3-18	0875-25-5200
市税	証明書発行センター(市役所1階)	観音寺市坂本町1-1-1	0875-23-3922
	大野原支所	観音寺市大野原町大野原 1260-1	0875-54-5700
	豊浜支所	観音寺市豊浜町和田浜 1531-1	0875-52-1200
	伊吹支所	観音寺市伊吹町 209-2	0875-29-2111